熊野町体育協会会則

第一章　総則

第１条　本会は、熊野町体育協会と称し、事務局をケンシン熊野体育館におく。

第２条　本会は、熊野町の体育活動、体育団体、その他体育に関する一切の育成指導、援助並びに連絡協議とともに相互関係の健全なる育成を図る事を目的とする。

第二章　事業

第３条　本会は、第２条の目的達成のため次の事業を行なう。

1. 体育を通じて、町民の健全なる心身の育成を図る。
2. 町民の体育に関する知識並びに理解の高揚を図る。
3. 体育指導者の育成を図る。
4. 体育功労者の表彰を行なう。
5. 体育に関する施設の充実を図る。
6. 体育を通じて、町民の健全娯楽を促進する。
7. 各種競技会の主催､後援､その他体育活動に関する一切の諸行事を行なう。

第三章　組織

第４条　本会は、次の団体で組織する。

１．町内の各種体育団体並びに、団体活動、体育活動の経験者で組織する。

２．加盟団体のチームは、町内者を有すること。

第５条　本会に、次の役員をおく。

1. 会長（１名）　2. 副会長（２名）
3. 事務局長（１名）　＊事務局員（若干名）
4. 常任理事
   ＊各種団体代表（各１名）　＊経験者（若干名）
5. 理事（各団体２名）　6. 監査（２名）

第６条　役員の選出

1. 会長、副会長、事務局長は、常任理事会で選出し総会の承認を得る。
2. 常任理事及び理事は、各団体で選出する。
3. 理事のうち経験者については、会長が推薦し、常任理事会の承認を得る。
4. 監査は、総会において選出する。

第７条　役員の任務

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、本会の事務、会計を処理する。
4. 常任理事は、本会の運営に関する一切に参画する。
5. 理事は、総会に出席し審議、決定、承認を行なう。
6. 監査は、本会の事業及び会計を監査し、総会に報告する。

第８条　役員は、任期を２ケ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員は、前任者の残任期間とする。

第四章　　会議

第９条　　会議は、次の５種としいずれも会長が召集する。

1. 総会
   全役員で構成し、毎年１回以上開催し、諸事、会務、会計報告、その他の審議決定、承認を行なう。
2. 常任理事会
   会長、副会長、事務局長、常任理事で構成、本会の運営に関する一切を協議する。
3. 連絡協議会
   正、副会長、各種団体長で構成し、各団体間の連絡協議を行なう。
4. 専門委員会
   構成員は、必要に応じて会長が任命して、各々協議する。
5. 企画委員会
   正、副会長、及び必要に応じて、会長が任命したもので構成し本会の企画を行なう。

第１０条　第９条に規定する各会議について役員の 1／3 以上の要請があったとき会長は、これを召集しなくてはならない。

第１１条　会議の議事は、出席者の過半数で決定する。可否同数の場合は、議長が裁定する。

第五章　　会計

第１２条　本会の経費は、加盟金、助成金、寄付金、事業収益、その他を支弁する。
各加盟団体は、加盟金を支払うものとする。
加盟金の金額は、年度毎に常任理事会で決定し、総会の承認を必要とする。

第１３条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月末日に終り、剰余金については、次年度へくり入れるものとする。

第１４条　収支決算は、監査を経て総会に報告する。

第六章　　附則

第１５条　本会の運営に必要な細則は、別に定めることができる。但し、常任理事会の承認を必要とする。

第１６条　第１条目的達成のため、必要に応じ諮問機関を設置することができる。

第１７条　　本会に顧問及び相談役を置くことができる。
本会則の改正は、総会の決議を経なくてはならない。
本会則は、昭和４５年　５月２６日より実施する。
本会則は、昭和４９年　５月２０日より実施する。
本会則は、平成１７年　５月２０日より実施する。
本会則は、平成２１年　４月２４日より実施する。
本会則は、平成３１年　４月２６日より実施する。
本会則は、　令和８年　　４月２２日より実施する。